



丹篠財第31号
令和3年8月26日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

3 監査の期間

令和元年8月29日～令和2年1月29日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 財政課
対象事項	① 行政評価について
指摘等内容	<p>現状の行政評価については、第2次篠山市総合計画後期基本計画に掲載している施策の目標が達成されているかを評価し、評価の対象は施策小（施策の目標）の全41施策について評価をされている。しかし、丹波篠山市行政評価実施要綱では、行政評価の対象は、事務事業の単位となっていることから、実施要綱に基づく評価を実施されたい。</p> <p>また、行政評価の結果について、予算の編成に反映させられるよう、評価の対象単位を重要施策の事務事業単位とすることや評価の実施時期等について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>行政評価については、評価に要する事務量とその活用による効果を比較し、従来の施策単位及び事務事業単位での評価から、現行の施策単位のみの評価に変更していました。</p> <p>そのため、丹波篠山市行政評価実施要綱と実際の運用との不整合については、令和2年10月1日付で要綱を改正することを正しました。</p> <p>また、予算編成への反映については、現行の評価手法においても、事業ごとに廃止や拡大・縮小の参考とするなど活用は出来ますが限的であるため、不用額や補助金の状況など事務事業単位からさらにテーマを絞った評価を行うことで、予算編成への反映が容易となる仕組みを検討しています。</p>
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 財政課
対象事項	②基金の管理について
指摘等内容	基金については、丹波篠山市基金条例、丹波篠山ふるさと基金条例及び丹波篠山市土地開発基金条例に基づき計28種類の基金が設置されており、基金の目的、積立額及び処分についても法律や各事業の目的等により規定がされている。しかし、近年、活用されていない基金が見受けられることから、基金の設置目的を再度点検し、廃止や統合等の整理を図られたい。
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	令和元年度定期監査の指摘を受け令和2年5月29日の通知にて「基金の廃止や統廃合等については、設置目的等に照らし引き続き検討したいと考えます」と報告したところです。 その後の動きとして、現在東日本大震災等復旧復興支援基金、まちづくり財団設立基金、御徒町景観整備基金などについて、過去の設置経過を調査しており令和3年度中の整理をすすめます。
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 管財契約課
対象事項	①公共施設等総合管理計画の推進について
指摘等内容	<p>この計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための指針として、平成29年3月に策定され、今後40年間において公共施設を全て保有した場合、維持管理や整備に約1,399.7億円、年平均35億円の費用が必要になると試算されている。</p> <p>現在は各施設の長寿命化計画を策定されており、施設の具体的な改修年次、手法、必要経費及び財源内訳等を精査した上で、令和3年度に公共施設等総合管理計画の見直しを行う予定であることから、計画の見直しを反映した財政の見通し及び民営化や統廃合等、市民への説明を十分行い、共通認識の下で着実な計画推進に努められたい。</p>
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和2年度に市有施設でかつ延床面積500m²以上の施設(121施設)について、個別施設計画(長寿命化計画)の策定に取り組みました。その結果を令和3年度 公共施設等総合管理計画に反映させるとともに、施設の維持管理経費等を含めた計画とするため、各施設の資料収集・整理を進めています。個別計画をもとに、施設の具体的な改修年次・手法、必要事業費及び財源などを精査し、現在見直しが検討されている篠山再生計画と整合を図り、令和3年度、公共施設等総合管理計画を見直しを行います。</p> <p>公共施設等総合管理計画の見直しにあたっては財政部局と連携し、計画については市ホームページ、市広報などを用いて市民に周知し、使用者や地域住民の理解を得ながら進めます。</p>
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 管財契約課
対象事項	②公用車の事故防止対策について
指摘等内容	公用車による事故の発生状況は、平成28年度は23件（車両19件、対人1件、対物3件）、平成29年度は42件（車両30件、対人2件、対物10件）、平成30年度は40件（車両29件、対人3件、対物8件）となっており、令和元年度（9月30日現在）は10件（車両6件、対物4件）であるが、近年においては多くの事故が発生している。 今後は、事故防止のための取り組みを行う等、より一層の事故防止対策に努められたい。
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	公用車による事故の件数については、令和元年度は31件（車両19件、対物12件）、令和2年度は31件（車両23件、対物8件）、令和3年度（8月16日現在）は9件（車両9件）で、減少傾向となっています。 令和2年8月に掲示板で交通事故防止・安全運転の徹底について職員に通知しました。令和2年10月に公用車の定期点検の実施、令和3年4月に運転者名簿提出依頼の際に安全運転の周知を行いました。また、職員を対象とした交通安全講習会については、コロナ禍の状況により、令和3年度中の開催の可否を検討します。 ドライブレコーダーの設置については、令和2年10月に、車両の更新時又は業務上必要な車両には設置していくよう掲示板で周知を行い、交通事故の抑止に努めています（設置台数164台(+30台)、うち一般公用車49台(+13台)、消防車・救急車76台(+4台)、その他39台(+13台)）。
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 収税課
対象事項	①市税の延滞金の徴収について
指摘等内容	市税の延滞金については、丹波篠山市税条例に基づき納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて徴収することになっているが、納期限の翌日から催告書を送付した日までとしていることから、市税条例の規定どおり処理されたい。
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	延滞金のうち「市税等に係る延滞金の減免取扱要領」により、指定した納期限までに本税等が完納されたときは、納付書発付日から納付日までに増加した少額な延滞金は免除しています。（第5条別表の2(14)） 納付の日までの確定延滞金相当額を徴収するよう以下のとおり努めています。 ①催告書に同封する未納（滞納）内訳の明細は、あくまで催告を行う日における延滞金額を表示しております、納付予定が立たない状況での納付書発行は行っていません。 ②納期限を経過して窓口で納付される際には、延滞金発生の有無と金額を確認する連絡が担当課に入ります。その際督促料を含めた延滞金額を確認し、金額に変更があれば納付書を再発行しています。 ③納税交渉を経て納付するとなれば、まずは2週間以内での納入予定日を聞き出し納期限を定め、納付書を再発行しています。
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	行政経営部 収税課
対象事項	②未収金の徴収について
指摘等内容	<p>市税の未収金の徴収対策として、納税推進センターによる現年課税分の納税推進や市職員による「職員一斉徴収」の実施、3色封筒利用による催告の強化、「未納市税のお知らせ」～「差押事前通知」の各段階における早期催告の実施等、様々な取り組みが行われている。</p> <p>平成30年度決算における市税の未収金総額は、271,830,278円で前年度に比べ11,866,142円(4.18%)減少し、平成27年度からは3年連続で減少している。</p> <p>しかし、一般会計における未収金総額の76.0%を占める状況であり、歳入の根幹をなすものであること又、財源の確保や負担の公平性の観点からも早期の対応と粘り強い取り組みをされたい。</p>
改善措置通知日	令和3年8月26日 改善措置通知
改善措置内容	<p>納税者の利便性向上のため、令和2年4月からはスマートフォンによる納付を導入し、納付方法の多様化を図りました。</p> <p>また、再三の催告に応じず連絡が取れない滞納者には、勤務先に電話し本人と交渉することで、一定の成果を挙げています。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例猶予制度を利用した徴収猶予金額(52,258千円)を除くと、本年度未収金総額が3,554千円前年度より減少しました。</p> <p>今後、徴収猶予金額の確実な回収と新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、未収金の減少に努めます。</p>
改善措置公表日	令和3年8月26日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。